10　４Ｓ活動で、働きやすく安全な環境を作りましょう

整　理

・「整理」は、必要なものと不要なものを区分し、不要、不急なものを取り除くことです。

・「整頓」は、必要なものを決められた場所に、決められた量だけ、いつでも使える状態に、容易に取り出せるようにしておくことです。

・重い物、ガラス品、角の鋭いものなど落下時の危険のある物は棚などの上方には置かないようにしましょう。

・「清掃」は、ゴミ、ほこり、かす、くずを取り除き、油や溶剤など隅々まできれいに清掃することです。仕事をやりやすく、機械の異常や設備の劣化不良など問題点が分かるようにすることです。

・「清潔」は、職場や機械、用具などのゴミや汚れ、かぶっている土ぼこりなどをきれいに取って清潔な状態を続けることと、そして作業者自身も身体、服装、身の回りを汚れの無い状態にしておくことです。

整　頓

清　潔

清　掃

【労働者へ追加で伝えるべきこと】

４Ｓ活動を行うことにより、農作業が行いやすくなるだけでなく、通路で物につまずいたり、油で滑ることもなくなります。

また、清潔な状態を保つことで、異常にも気づきやすくなります。

【事業者としての留意事項】

４Ｓ活動は、安全衛生活動の第１歩です。作業にゆとりを生むことで農作業を一層安全に行うことが可能となります。また、作業効率の向上による経営面でのプラス効果も期待できます。

活動の継続、定着を図るため、さらにＳ（躾、習慣などと言っています。）を加えて、５Ｓ活動として、推進することもできます。

掛け声だけでは根付きません。事業者は自ら先頭に立って、行いましょう。

11 蜂やムカデなどに刺されたときは、すぐに処置をしましょう

・刺された現場から離れ、速やかに毒吸引器（別名：ポイズンリムーバー）等で毒を絞り出しましょう。

・刺されたところに、抗ヒスタミン軟膏を塗りましょう。

・発疹、目がくらむなどの全身症状がでたら、速やかに医療機関にかかりましょう。

・その他の包帯、消毒薬などを入れた救急箱を備えておきましょう。

【労働者へ追加で伝えるべきこと】

汚れた手で触ったり、驚いて動き回ってはいけません。傷口からばい菌が入ったり、心臓に負担を掛けることがあります。

【事業者としての留意事項】

対応できる近隣の病院を調べておきましょう。

また、素人判断せず、すぐ病院へ連れて行きましょう。

12　けがをした時は必ず責任者へ報告しましょう

・会社へ黙って自己治療してはいけません。

・体調不良や些細な怪我でも、必ず上長へ報告しましょう。

・大したことがないと自己判断してはいけません。思いのほかこじらせて治りにくくなることがあります。

・ケガをしなくても、「ヒヤリ・ハット」したことがあれば、責任者に報告しましょう。対策を講じないと、他の人のケガにつながることがあります。

【事業者としての留意事項】

労働者が、業務または通勤が原因で負傷したり、病気にかかって療養を必要とするときは、労災保険による療養補償等給付による補償を受けることができ、その場合は健康保険の適用はありません。なお、労働者数５人未満の個人経営の場合は、労働保険の加入が任意となるときがありますが、そのときは、労働基準法における労働者に対する損害賠償義務が生じ、個人経営者が補償を行うこととなります。

休業災害（ケガをした日の翌日以降にケガが原因で仕事を休むとき）は遅滞なく所轄労働基準監督長に報告しないと法令違反として送検されることがあります。

「ヒヤリ・ハット」の報告があったときは、そのままとせず、何らかの対策を講じましょう。設備対策を講じることができなくても、KY 活動の題材としたり、雇入れ時や作業変更時の教育内容に含めるなど管理的な対策を実施することで、事業場全体の安全衛生水準の向上が図れます。

【主な用語】

安全衛生推進者：労働者が 10 名以上 50 名未満の事業場の安全衛生管理体制における職種名称で、事業者における安全、衛生の技術的な面を管理し事業者をサポートする者です。一定の資格要件があります。

技能講習：労働者が特定の業務を安全に遂行するために必要なスキルや知識を習得するための教育です。都道府県労働局に登録された教習機関で実施しており、修了者には修了証が交付されます。教育は大きく分けて、自ら業務を安全に遂行するための実技能の習得教育（例えば、クレーンで物を吊るためのワイヤーなどの玉掛用具の取り扱い）と、作業者を直接指揮・監督して安全に業務を遂行するための監督技能の習得教育（例えば、酸欠等危険場所での作業監督）があります。

特別教育：危険・有害な業務に労働者をつかせるときに事業者が行わなければならない教育です。対象業務と教育の内容は法令で定められており、教習科目について十分な知識、経験を有する者が講師となって行う必要があります。

特別教育に準ずる教育：法令で定められた「特別教育」に対し、通達で定められている安全衛生教育です。たとえば、刈り払機や丸ノコなどの取扱作業が該当します。

墜落制止用器具：通称「安全帯」と呼ばれている物の法令呼称です。種類はフルハーネス型と胴ベルト型があります。選定に当たっては、自重（体重及び身に付ける衣類、道具類を合わせた重量)、フックを掛ける高さ、作業者が立つ作業場所の高さの３項目をよく検討して適したものとする必要があります。

KY 活動：章「１　使用する機械・設備の危険個所を確認しましょう」で説明していますので、参照してください。

ラベルでアクション：章「２　使用する資材などの有害性を確認しましょう」で説明していますので、参照してください。

リスクアセスメント：①働く場所に潜んでいる危険性（ケガにつながる）や有害性（疾病につながる）の原因となるものを積極的に探し、②そのことによって起きる労働災害のストーリーを考え、③それによって起きる危害を、起きる可能性の大小と、起きたとした時の身体が受けるひどさの大小、の両面から検討し、④対応すべき優先度を決め、⑤対策を検討・決定する手順を踏んだ「安全の先取り手法」です。

特定自主検査：種々の機械、設備の中で法令で決められたものは、決められた期間に決められた項目について点検することが定められています。点検は都道府県労働局に登録した検査業者の点検業務有資格者による点検が必要です。

４S 活動・５S 活動：４S（整理・整頓・清掃・清潔）を各自の自主性に任せるのではなく、トップを中心とした職場ぐるみの安全衛生活動の一環として行うことです。４S 活動は継続させることが重要ですから、継続を強調してもう一つ「S ＝躾、習慣」を加えて５S 活動ということもあります。

【農業安全に関する情報の主な入手先】「カギカッコ」の日本語でも検索できます。

「農林水産省：農作業安全対策」
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html

「農林水産省：農薬の適正な使用」
https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/

「農研機構：農作業安全情報センター」
https://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/anzenweb/

「(一社) 日本農業機械化協会：農作業安全関連」
https://nitinoki.or.jp/menu4.html

「(一社) 全国農業改良普及支援協会：農作業安全総合対策推進事業」
https://www.jadea.org/houkokusho/nousagyouanzen/nousagyouanzen-index.htm

「農薬工業会」
https://www.jcpa.or.jp/qa/a1.html

「中央労働災害防止協会」
https://www.jisha.or.jp/

「林業・木材製造業労働災害防止協会」
https://www.rinsaibou.or.jp/

「(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会」
https://www.jashcon.or.jp/contents/

事業名：「令和５年度農業現場における労働安全衛生教育の実施環境整備に向けた調査事業」
委託者：農林水産省
作成者：(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会
協力者：厚生労働省